

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本概念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめ防止等の対策を行う。

(いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめ防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

①学校におけるいじめの防止

- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う特別活動に対する支援を行う。
- ・いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、道徳科の授業を充実させる。

②いじめの早期発見のための措置

- ・いじめを早期に発見するため、在籍児童に対する定期的な調査を学年に応じて複数回実施するとともに、いじめ相談ポストの設置等の必要な措置を講ずる。
- ・児童及び保護者がいじめに係わる相談を行うことができるような相談体制の整備を行う。

③いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- ・いじめの防止などのための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように、必要な啓発活動を行う。
- ・高学年で、情報モラルに関する授業を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

①学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

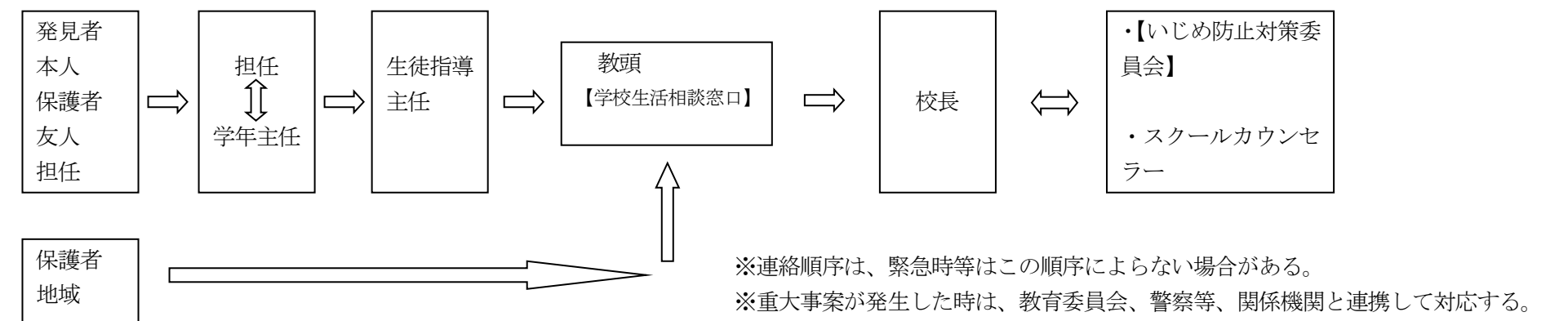
- ・いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ防止対策委員会」の組織を校務分掌に位置づけ確認する。
 <構成員>校長、教頭、生徒指導特別支援部会、道徳教育推進教師、児童会担当、部活動担当者、スクールカウンセラー、必要に応じて外部関係機関の参加協力を得る。
 <活動>アンケート調査並びに教育相談に関すること。いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。いじめ事案に対する対応に関すること。
 <開催>月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

②いじめに対する措置

- ・いじめにかかわる相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携、確認を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係わる情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講じる。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
- ・いじめに係る行為が3か月以上止んでおり、かつ、いじめを受けた児童がいじめによる心身の苦痛を感じていないことをもって、いじめが解決したと判断する。いじめが解決している状態になった場合も、当該児童の人間関係を日常的に注意深く観察する。

③いじめが発生した際の連絡体制

・いじめを発見した時



(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ①重大事態が発生した旨を、船橋市教育委員会に速やかに報告する。
- ②教育委員会との協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠匿せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を包含する学校評価の項目を確認・作成し、取り組みを評価する。

- ・いじめの早期発見に関すること。
- ・いじめの再発防止に関すること。

3 いじめ防止等のための具体的な取り組み

時期	活 動 内 容 (●職員 ○児童 ◇保護者)
4月	<ul style="list-style-type: none"> ●「学校いじめ防止基本方針」実施のための年間計画の検討 ・本校年間計画をもとに、生徒指導部会、教科部会、特別活動部会において「いじめ防止」に関する内容の確認および加除訂正を行い、今年度の「学校いじめ防止基本方針」を決定する。 ●いじめ対策委員会 「学校いじめ防止基本方針」年間計画の策定 ●「学校いじめ防止基本方針」に関する研修 ○1年生を迎える会…異学年交流活動を通して、思いやりの心を育む。 ◇学校経営説明会…本校のいじめ防止についての説明と啓発に努める。 ◇懇談会…保護者との連携 ●学区確認…児童理解の一助とする。
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○全校草取り…協力する心を育む。 ○◇春季大運動会…協力する心を育む。保護者の参加協力。
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○◇授業参観、懇談会…生徒指導の機能を生かした授業の展開、保護者との連携 ○学校生活アンケート、個人面談…いじめの早期発見。 ・アンケートでいじめ、いじめと疑われる事案があった時は、管理職に報告する。関係する学年、学級の担当で事実確認、状況の把握、生徒指導部会での情報共通理解を図り、早期の解決を図る。継続的な観察が必要な時は、管理職に報告し、解決までしっかりと状況を把握し指導を行う。
7月	<ul style="list-style-type: none"> ●いじめ対策委員会 学校生活アンケートの集計結果検討、対策 ◇保護者個人面談…いじめの早期発見。 ●職員研修
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○校外学習…協力する心を育む。 ○日光修学旅行…協力する心を育む。
10月	<ul style="list-style-type: none"> ○一宮宿泊学習…協力する心を育む。 ○校外学習…協力する心を育む。 ○校内音楽会…合唱発表や鑑賞を通して豊かな情操を養い、思いやりの心を育む。 ○◇授業参観、懇談会…生徒指導の機能を生かした授業の展開、保護者との連携 ◇WAIWAI フェスティバル
11月	<ul style="list-style-type: none"> ○人権教室の実施。 ○校外学習…協力する心を育む。 ○いじめゼロ集会 ○昔遊びの指導…地域の町会、自治会等の人材を教育活動へ参加いただき、支援しやすい環境を整える。 ○学校生活アンケート、個人面談…いじめの早期発見。 ・アンケートでいじめ、いじめと疑われる事案があった時は、管理職に報告する。関係する学年、学級の担当で事実確認、状況の把握、生徒指導部会での情報共通理解を図り、早期の解決を図る。継続的な観察が必要な時は、管理職に報告し、解決までしっかりと状況を把握し指導を行う。
12月	<ul style="list-style-type: none"> ○校外学習…協力する心を育む。 ●いじめ対策委員会 学校生活アンケートの集計結果検討、対策 ◇保護者個人面談…いじめの早期発見。
1月	<ul style="list-style-type: none"> ○◇授業参観、懇談会…生徒指導の機能を生かした授業の展開、保護者との連携 ○昔遊びの指導…地域の町会、自治会等の人材を教育活動へ参加いただき、支援しやすい環境を整える。
2月	<ul style="list-style-type: none"> ◇授業参観、懇談会…生徒指導の機能を生かした授業の展開、保護者との連携 ○6年生を送る会 ○児童との面談…いじめの早期発見。 ・いじめと疑われる事案があった時は、管理職に報告する。関係する学年、学級の担当で事実確認、状況の把握、生徒指導部会での情報共通理解を図り、早期の解決を図る。継続的な観察が必要な時は、管理職に報告し、解決までしっかりと状況を把握し指導を行う。 ●学校評価アンケート 結果報告
3月	<ul style="list-style-type: none"> ●いじめ対策委員会 次年度への継続した指導、引き継ぎについての検討を行う。
通年	<ul style="list-style-type: none"> ○豊かな情操と道徳心を培い、心通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。 ○太鼓クラブ指導、高根木戸遺跡ボランティア…保護者や地域の町会、自治会等の人材を教育活動へ参加いただき、支援しやすい環境を整える。 ○◇教育相談日（原則毎週火曜日） ○相談ボックスの設置 ○いじめ相談窓口についての指導 ○◇スクールカウンセラー（週1回）による児童の相談、保護者の相談（学校だより、学年だよりにて周知） ○◇教育相談室だより ●特別支援教育の必要な児童への支援 ●関係機関との連携 ●運営委員会、生徒指導部会、いじめ対策委員会、職員会議、学年会